

武田薬品工業(株)新研究所計画についての陳情

1. 陳情の要旨

武田薬品工業(株) (以下「武田薬品」という。)が鎌倉市と藤沢市にまたがる旧湘南工場敷地に計画中的新研究所建設については、現在、神奈川県環境影響評価条例(以下「アセス条例」という。)に基づくアセス審査が進行中である。しかし、武田薬品のアセス案においては、条例上の不備のために、住民の安全をまもるために最も重要な「バイオ災害リスク」についての評価・分析・対策がまともに取り扱われていない。また、我々の安全についての疑問点に対する武田薬品の回答も具体的内容に乏しく、一層の対話型説明を求める我々の懇請も拒否するにいたっている。

従って、鎌倉市議会におかれましては、市民の命と安全をまもり、また、我々の危惧と恐怖を払拭する見地から、鎌倉市として武田薬品に

条例に定める「関係地域住民」のすべてに対して、「新研究所の事業計画及び実験活動内容の説明」を徹底すること。

バイオ災害対策を十分研究し、それについての「住民とのコミュニケーション」を徹底すること。

の2点を指導されますようお願いし、ここに陳情申し上げます。

2 陳情の理由

アセス条例が規定する「事業者が評価すべき項目」のなかには、バイオに関する項目が欠落しているため、武田薬品はバイオ災害リスクについてまともな分析をおこなう必要がなく、評価書案のなかでも記載がないこと。

アセス条例が規定する19の評価項目についても、すべてが必須項目ではなく、事業者が事業の特質に応じて選択できることになっているが、本件審査に当たって非常に重要な「水質汚濁」、また本件が低地に立地するため特に必要な「地盤沈下」、さらに「文化財」などの項目がなぜか採り上げられておらず、きわめて不完全な評価書案となっていること。

採り上げられた「大気汚染」、「悪臭」、また「廃棄物・発生土」の項目についても、新研究所が大規模な動物実験室と、実験済み動物の火葬場、大規模な廃棄物焼却炉を併置した巨大なバイオ研究所としての観点から、適切な科学的分析評価、また人口密集地にたいする必要な対策を分析したとはいえないこと。

武田薬品はアセス条例に従い、昨年5月に研究所建設内容をA4サイズ4ページ色刷りリーフに纏め、それを「関係地域住民」の各家庭に配布し、ま

た本年 2 月の説明会に際しては、同類リーフを再度戸別配布して周知徹底をはかったとしている。

しかし、このリーフには「事業計画の概要」という項目はあるものの、その中身は名称、位置、面積、土地利用計画（4 行の表）のみで研究事業の実態は何一つ示されていない。その説明会においても、説明の重点は工場解体と建屋建設計画に置かれ、研究事業の内容(病原体の取り扱い、実験動物飼育・焼却施設の存在)などはほとんど触れることがなかった。毒性病原体を扱う P 3 施設の存在についても、タウン情報紙および人伝えに知る有様であったこと。

本年 7 月 5 日の県主催の公聴会においてすら、大川滋紀取締役(研究開発の責任者)は武田薬品の世界における研究拠点とホームページにも書かれているタケダイズム (=誠実ということらしい) の説明のみに終始し、何ら住民の危惧と疑問に真正面から答えようという姿勢がみられなかったこと。

本年 7 月 21 日の武田薬品主催の説明会においては、説明会の案内先を県の条例で定める 3 km 以内の「関係地域住民」の中でも、研究所敷地に隣接する「ご近隣の皆様」に限定し、それ以外の「関係地域住民」には知らせることもせず、駆けつけた場合でもその入場・発言を制限するという案内文で、質問時間は正味 30 分にも満たないものであった。武田薬品側の説明は、新しい方々もいるという言い訳のもと、またもやホームページレベルのタケダイズムの説明と新味のない従来通りの一方的説明であった。席上、対話型の説明会の開催を再度要望する住民にたいし、武田薬品側は完全に拒否したこと。陳情の理由として、以上の事実を申し上げます。

平成 20 年 8 月 27 日

提出者 湘南の環境を守る会
代表 齋藤勝彦 印
住所 鎌倉市

鎌倉市議会議長 松中健治 様